

[事案 2024-219] 特約解除取消請求

・令和7年9月26日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反を理由に特約が解除されたことを不服として、特約解除の取消しと給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

原発性不妊症により、令和5年12月に採卵術を、令和6年1月に胚移植術を受けたため、令和5年6月に契約した組立型保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に、医療特約、入院一時金特約、女性疾病医療特約が解除された。しかし、以下の理由により、特約解除を取り消して給付金を支払ってほしい。

- (1)告知の際、募集人に対し、親知らずの抜歯術や人工授精術を受けたことを説明し、過去の受療についての質問事項に対し「いいえ」にチェックすることでよいか確認したところ、募集人は「いいえ」にチェックすることで問題ないと述べたため、告知書の質問事項に対し「いいえ」にチェックをした。
- (2)告知事項に妊娠の有無を尋ねる項目があったため、私は、「もしかしたら、今回人工授精を行ったので、妊娠しているかもしれません」と伝えたが、募集人は、「今は、まだ結果としては分からないので『いいえ』で大丈夫です」と述べたので、当該項目についても「いいえ」と回答した。
- (3)募集の際、注意喚起情報を用いた説明を受けていない。また、「告知にあたって特にご確認いただきたい事項」を受領しておらず、募集人から、同書類を用いた説明もなく、すぐに告知書を示され、回答を求められた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、告知の際、申立人に対し、注意喚起情報および「告知にあたって特にご確認いただきたい事項」を用いて説明し、告知書記載の質問事項も一つ一つ説明した上で、面前で、申立人に告知書を記入してもらった。その際、申立人から、抜歯も含め、過去に手術を受けたという話や不妊治療を受けているなどといった話は出なかった。申立人の主張するような申立人と募集人のやり取りはなく、募集人が不告知教唆を行った事実はない。
- (2)申立人は、令和4年9月に病院での受療を開始し、その後、原発性不妊症と診断され、令和5年4月には同病院にて人工授精術を受けている。これらの事実は、告知書の質問事項にて告知する必要があった。不告知の事項と治療を受けた疾病との間に因果関係がある場合は、これに係る特約は解除され、当該特約にもとづく給付金は支払対象外となる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時における事情等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。

